平成２３年（フ）第１６３８号
福岡県大野城市上大利２丁目13番23号コーポヒルズ103号
債務者　堀内　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋138番地２レイクサイド坪見202号
債務者　中島　美幸（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋769番地１北州ハイツ103号
債務者　中川　龍治
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９２号
福岡市南区大橋３丁目６番17―502号
債務者　福澤　暁男
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３４号
福岡市早良区室住団地59番202号
債務者　津曲　法子（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４８号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―239号
債務者　山下　一寿
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９３号
福岡市城南区東油山１丁目13番33―703号
債務者　袖岡　継子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９０号
仙台市青葉区小松島１丁目２番３号　小松島ハイム101
債務者　西野　三夫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
仙台市青葉区小田原４丁目２番27号　コーポエチゴ201
債務者　齊藤　輝政
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３１号
仙台市太白区山田本町18番25号
債務者　根本　祥子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市本吉町津谷明戸31番地４
債務者　佐々木幸恵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市本郷14番地１
債務者　熊谷　貞子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第３４９号
茨城県常陸大宮市鷲子2457番地
債務者　大森　　要
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
茨城県鉾田市鳥栖2215番地33
債務者　越川　信雄
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７２号
茨城県水戸市渡里町2694番地の９　サマックス・シネラリアＡ棟103号
債務者　水島　正貴
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７５号
茨城県小美玉市羽刈243番地56
債務者　熊谷　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９７号
茨城県ひたちなか市大字高場2388番地13
債務者　青山美香子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
茨城県水戸市けやき台１丁目３番地　県営けやき台アパート５棟１Ｆ２号
債務者　藤井　雪子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所